

## 社会福祉法人神戸明輪会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸明輪会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設（法人が設置運営する施設をいう。）（以下「法人及び施設」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 施設職員が委員の場合は支給しない。

(支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 (第3条・第5条・第6条関係)

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償費 (日額)
理事会	5,000円	実費額、但し、自家用車の場合は1kmにつき30円
評議員会	5,000円	
評議員選任・解任委員会	5,000円	

別表2 (第4条・第5条関係)

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償費 (日額)
理事長	5,000円	実費額、但し、自家用車の場合は1kmにつき30円
理事及び評議員	5,000円	
監事 (業務)	5,000円	
監事 (会計) 公認会計士又は税理士の資格を有する者 決算監事監査及び理事会・評議員会出席について (1) 決算監査 決算監査業務料	120,000円	

(2) 理事会・評議員会出席	時給10,000円	
----------------	-----------	--

(注) 源泉所得税を加えた額を役員報酬額とする。

附則

1. この規則は、平成29年6月16日から施行する。